

法人インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに対する対応について

当行は、全国銀行協会より平成26年7月17日に公表された「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」（以下、全銀協申し合わせ）を踏まえ、インターネット・バンキングの信頼性を高め、お客さまに安心してご利用いただくため、今後も継続して必要なセキュリティ対策に取り組むとともに、法人インターネット・バンキング「114Salut Station」における預金等の不正な払戻し等への補償を行っています。

一方「全銀協申し合わせ」では、お客さまにセキュリティ対策を講じていただくことが重要とされています。お客さまにおかれましては、「全銀協申し合わせ」で公表されている「お客さまに講じていただくセキュリティ対策事例」および当行がお客さまにお願いしている「お客さまに実施していただきたいセキュリティ対策」を参考にセキュリティ対策を実施していただきますようお願い申し上げます。

【補償の概要】

- 1 対象サービス
法人インターネットバンキング「114Salut Station」（「114Salut Station」〈外為版〉を除きます。）
- 2 対象のお客さま
法人のご契約者さま
- 3 補償金額
上限10,000千円（ご契約者さまごとの1年間の限度額）
- 4 補償検討の対象外となる条件
以下のような場合は対象外となります。
 - ① 不正な取引の発生した日から30日以内に当行への届が行われなかった場合。
 - ② 不正な取引の発生後速やかに警察への通報が行われなかった場合。
 - ③ 当行の調査および警察の捜査に協力いただけない場合。
 - ④ インターネット・バンキング利用契約者またはその法定代理人（利用契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が自ら行い、または加担した不正取引である場合。
 - ⑤ インターネット・バンキング利用契約者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人等が自ら行い、または加担した不正取引である場合。
 - ⑥ インターネット・バンキング利用契約者による利用規定違反がある場合。
 - ⑦ パソコンにセキュリティ対策ソフト（当行が提供するものを含む）を導入していない場合。
 - ⑧ 他人への譲渡、貸与または担保として差し入れられたコンピューターを不正に使用された場合。
 - ⑨ 他人に強要、脅迫または欺もうされてなされた決済によって生じた損害である場合。
 - ⑩ 戦争、暴動、災害等による社会秩序の著しい混乱に乗じて行われた不正取引により生じた損害である場合。
- 5 補償の検討方針
補償に当たっては、「全銀協申し合わせ」の内容を踏まえ、それぞれの被害の状況、お客さまのセキュリティ対策の状況、警察の捜査状況等により、個別に補償の検討を行います。
検討の結果、補償を行わない場合、または補償額を減額する場合があります。

【お客さまに実施していただきたいセキュリティ対策】

- 1 パスワードは以下のように厳正に管理してください。
 - ① 生年月日等類推されやすいものや、他のサービスとの使い回しをさけること
 - ② パソコン内のファイルに保存したり、目に付き易い場所に書き留めたりしないこと
 - ③ 第三者から聞かれても絶対に答えないこと
- 2 当行が提供するウィルス対策ソフト「Rapport（ラポルト）」をご利用いただくこと。（当行ホームページより無料でダウンロードできます。）
URL https://www.114bank.co.jp/business/consulting/114salut_station/security/rapport.html
- 3 お取引通知メールを受信するためのメールアドレスを設定し、メール受信時にお取引を確認いただくこと。
- 4 当行が提供するワンタイムパスワード（OTP）をご利用いただくこと。（当行ホームページの「ワンタイムパスワードご利用方法」から無料でご利用できます。）
URL https://www.114bank.co.jp/business/consulting/114salut_station/service/otp/
- 5 その他、「全銀協申し合わせ」で公表されている「お客さまに講じていただくセキュリティ対策事例」をご参考にセキュリティ対策の実施をお願いします。

なお、「お客さまに実施していただきたいセキュリティ対策」は順次追加し、ご案内させていただきます。

当行ホームページに、パソコンの安全性を確保する上で重要な対策について掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以上
(2020年1月6日現在)